

釧路地域生活交通確保対策協議会設置要綱

(名称及び目的)

第1条 釧路地域における生活交通の確保を図るために釧路地域生活交通確保対策協議会(以下「地域協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 地域協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事項について協議を行い合意形成を図る。

- (1) 生活交通(地域住民の日常生活に必要な不可欠なバス輸送サービスであって、他に代替できる公共交通機関がないものをいう。以下同じ)の確保に関する計画の策定及び調整
- (2) その他生活交通のあり方等一般に関する事項

(構成)

第3条 地域協議会は、別紙1に掲げる者又はその指名する職員により構成する。

2 地域協議会は、必要に応じて前項に規定する構成員以外の者の出席を求めることができる。

(議長及び副議長)

第4条 地域協議会に、議長及び副議長を置く。

2 議長は釧路総合振興局地域創生部長を、副議長は北海道運輸局釧路運輸支局首席運輸企画専門官をもって充てる。

3 議長は、地域協議会を代表し、会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故ある時は、その職務を代理する。

(運営)

第5条 地域協議会は、議長が召集する。

2 地域協議会は、必要に応じ随時開催することができる。

3 地域協議会に構成員本人(議長を除く)以外の代理人を出席させることができるものとする。

(分科会)

第6条 第2条に規定する事項について協議し合意形成を図るため、必要に応じて地域協議会の下に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営に関する事項は、分科会ごとに定めることができる。

3 分科会は、協議事項に応じて、合同で開催することができる。

(地域公共交通会議)

第7条 釧路地域の市町村の区域に係る事項を協議するため、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2に定める地域公共交通会議が設置された場合、これを前条第1項により設置された地域協議会の分科会とする。

2 生活交通の確保に関する調整に際し、前項の地域公共交通会議の協議が調った場合は、当該地域公共交通会議の協議結果を地域協議会の協議結果とみなす。この場合における地域協議会の協議に係る権限は、地域公共交通会議に委任があったものとみなす。

(北海道生活交通確保対策協議会との関係)

第8条 生活交通の確保に関する計画の策定に際しては、原則として、地域協議会の協議結果を北海道生活交通確保対策協議会(以下「協議会」という。)の協議結果とする。

2 地域協議会は、他の地域協議会との調整を要する事案等について協議会の調整を求めることができるほか、生活交通確保の手法について助言・指導を求めることができる。

(庶務)

第9条 地域協議会等の庶務は、釧路総合振興局地域創生部地域政策課が処理するものとする。

(情報公開)

第10条 地域協議会における議事は、原則、公開とし、必要と認められる情報を開示するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成13年3月29日から施行する。
この要綱は、平成18年7月6日から施行する。
この要綱は、平成19年7月10日から施行する。
この要綱は、平成22年5月14日から施行する。
この要綱は、平成23年7月14日から施行する。
この要綱は、平成24年5月22日から施行する。
この要綱は、平成25年5月24日から施行する。
この要綱は、平成28年5月18日から施行する。
この要綱は、平成31年4月25日から施行する。
この要綱は、令和2年7月10日から施行する。
この要綱は、令和3年6月22日から施行する。
この要綱は、令和4年6月21日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 5 月 2 5 日から施行する。
この要綱は、令和 6 年 5 月 2 7 日から施行する。

釧路地域生活交通確保対策協議会構成員名簿

構 成 機 関 名		役 職 等
市 町 村	釧 路 市	都市経営課政策推進主幹
	釧 路 町	住民課長
	厚 岸 町	町民課長
	浜 中 町	企画財政課長
	標 茶 町	企画財政課長
	弟 子 屈 町	環境生活課長
	鶴 居 村	住民生活課長
	白 糠 町	保健福祉部町民サービス課長
バス事業者等	阿 寒 バ ス (株)	代表取締役
	くしろバス(株)	代表取締役社長
	(有)阿寒観光ハイヤー	取締役社長
	釧路地区交通運輸 産業労働組合協議会	議長
国土交通省北海道運輸局釧路運輸支局		首席運輸企画専門官
北 海 道	釧 路 教 育 局	企画総務課長
	釧路総合振興局	地域創生部長
		地域政策課長
		社会福祉課長